

亀山市告示第3号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第7条第1項の規定により放置自転車等を処分したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月8日

亀山市長 櫻井義之

処分した放置自転車等

1 原動機付自転車

車体番号	防犯登録番号	塗色
AC13-1200802	三重県警察5500012279	黒

2 自転車

車体番号	防犯登録番号	塗色
16D7585	防犯登録なし	赤